

3 やさしさとぬくもりにあふれる 健康・福祉のまちづくり

3-1 地域福祉の充実

■ 現況と課題

少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化、ライフスタイルの多様化等を背景に、家族内の扶養機能や地域における相互扶助機能の低下が問題視される中、町民や地域が抱える生活課題は、一層多様化・複雑化し、高齢者や障がい者、児童といった個々の福祉制度の中だけでは、きめ細かな対応が難しくなっています。

本町においても、多くの町民が、地域での支え合いの必要性とともに、町民と行政の協働による地域活動の重要性を感じています。

このため、高齢者や障がい者をはじめとするすべての人々が抱える問題や悩みを、いち早く気づき、受け入れて、解決できる仕組みを築いていく必要があります。

また、関係機関・団体との連携強化、町民が主体的に活動している諸団体間の密接な連携を確保することも求められています。

■ 施策の視点

支え合い、助け合って、“あたたかみ”を感じる地域社会をつくります

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

① 地域における安心の確保

役場内の相談窓口や地域包括支援センター、子育て支援センター、社会福祉協議会等の連携による総合相談体制の充実を図ります。

民生委員・児童委員等による身近な相談活動や、地域での見守りネットワークの構築に取り組みます。

閉じこもりや虐待等に対する支援ネットワークづくりを進めるとともに、援助が届きにくい町民への支援を図ります。

② 利用者本位の福祉サービスの提供

社会福祉協議会、民間事業者、NPO等による多様な福祉サービスの充実を図るほか、これらサービス提供主体相互の連携強化等を通じて、サービス提供主体の育成・強化を図ります。

福祉サービス利用者の人権等の権利擁護に努めつつ、個人情報保護の視点に立った利用者情報の共有化を図り、きめ細かなサービス提供を推進します。

福祉サービスに関する効果的な情報発信及び情報公開の充実に努めます。

③ 地域福祉力の向上

ボランティア団体及びリーダー等の育成に努めます。

社会福祉協議会の機能強化のほか、コミュニティ組織や町民自身の取り組みを強化するため、交流機会や学習機会の確保に努めます。

ノーマライゼーション理念の浸透をはじめ、福祉教育の充実、福祉に対する意識の高揚に努めるとともに、人権に対する意識の醸成を図ります。

災害時における要援護者支援ネットワークや平時におけるパトロールの充実、公共空間のバリアフリー化等、安心・安全なまちづくりを推進します。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前 期	後 期
① 地域における安心の確保	総合的な相談体制の推進	↗	↗
	地域における相談体制の充実	↗	↗
	援助が届きにくい町民への支援	↗	↗
② 利用者本位の福祉サービスの提供	多様な福祉サービスを提供する事業者育成	↗	↗
	良質な福祉サービスを供給する体制づくり	↗	↗
	福祉サービス利用者の権利擁護の推進	↗	↗
	多様な情報提供体制の整備	↗	↗
③ 地域福祉力の向上	ボランティア活動の活性化	↗	↗
	地域全体で支えあう仕組みづくり	↗	↗
	ノーマライゼーションの実践・人権擁護推進	↗	↗
	安心・安全なまちづくりの推進	↗	↗

3-2 子育て支援の充実

■ 現況と課題

核家族化の進行、人間関係の希薄化等の様々な要因により、家庭や地域社会での子育て機能が低下し、児童虐待や不登校児童の増加等、子どもをめぐる問題が複雑化しています。

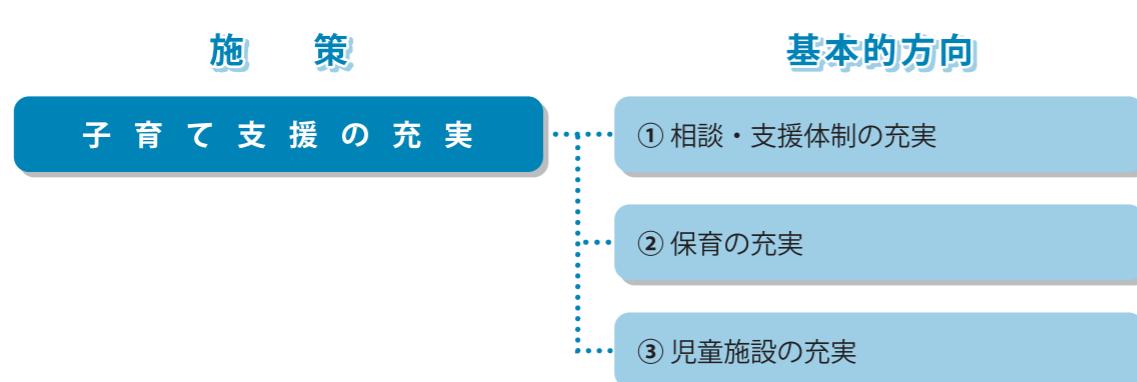
子どもの健やかな成長を支えていくためには、出産・育児等の悩みや不安に応える相談体制、情報提供の充実、共働き家庭やひとり親家庭の多様なニーズに応える保育サービスの拡充等、積極的な子育て支援とともに、すべての子どもと家庭を地域全体で支えていく取り組みが必要です。

また、放課後児童クラブ事業をはじめ、様々な子育て支援事業に取り組んでいますが、ソフト面だけにとどまらず、健康に配慮した環境や老朽化等による安全面を考慮した児童施設の整備が大変重要となっています。

■ 施策の視点

子育て支援施策を総合的に推進していきます

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

①相談・支援体制の充実

子育てに対する不安や負担を感じている人が増えている中、誰もが気軽に相談できる窓口の機能充実を図るとともに、子育て支援センターと関係機関・団体等が連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期解決に努めます。

また、行政がサービスの担い手として働きかけるには限界があることから、ファミリーサポートセンターをはじめ、子育てサークル、各種団体、地域の高齢者等といった地域全体で子育てを支援するネットワークづくりに努めます。

②保育の充実

休日保育や病児・病後児保育等、多様化する保育ニーズに対応するため、誰もが必要なときに安心して利用できる保育サービスの充実に努めます。

また、利用者の生活実態や意向を十分踏まえ、保護者が利用しやすくするための情報提供に積極的に努めるとともに、安心して子どもを預けられるようなサービスの提供体制を整備します。

③児童施設の充実

児童館や児童遊園、児童プール及び長田保育所については、老朽化対策と効率的な運営を目指し、改築も含めた計画的な施設の整備・見直しを図ります。

また、認可保育園については、老朽度や安全な保育環境等を勘案し、計画的な改築を推進します。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前 期	後 期
①相談・支援体制の充実	相談窓口の機能充実	▶	▶
	関係団体との連携強化	▶	▶
	子育支援のネットワークづくり	▶	▶
②保育の充実	保育サービスの充実	▶	▶
	積極的な情報提供	▶	▶
	サービスの提供体制の整備	▶	▶
③児童施設の充実	計画的な施設整備・見直し	▶	▶
	認可保育園の整備	▶	▶

3-3 高齢者福祉の充実

■ 現況と課題

本町の65歳以上の高齢人口は、今後着実に増加することが見込まれ、高齢化率は平成32年に約30%に達することが予想されます。

核家族化や都市化といった家族形態の変化により、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、さらに、要介護や認知症の高齢者も増加しています。加えて、家庭における介護機能の低下や地域での相互扶助意識の低下も深刻な問題となっています。

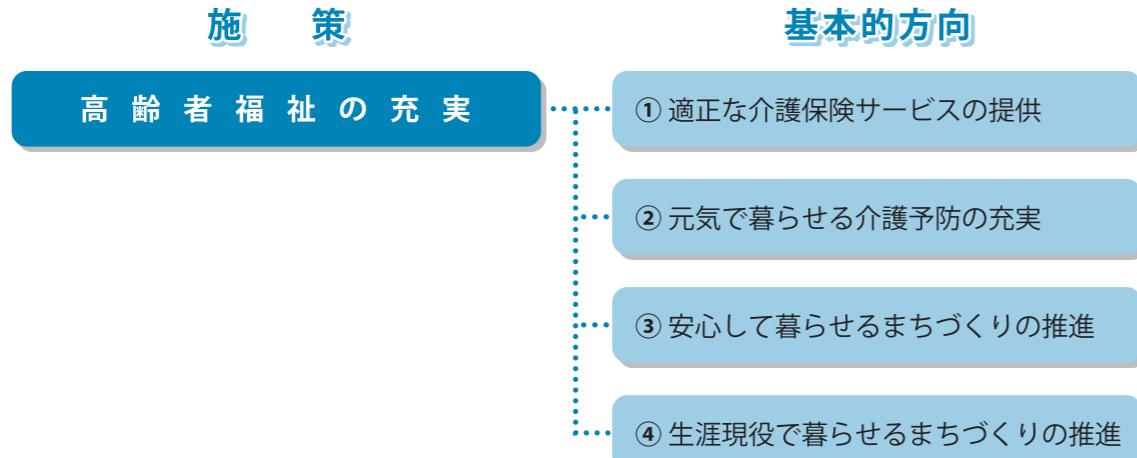
本町では、地域の高齢者を地域で支える、より効果的な介護予防策の実現に向けて、今後は、保険・医療・福祉相互の連携を強化しつつ、高齢者福祉の充実を図ることで、効率的で効果的な福祉事業に努めることができます。

また、高齢者が培ってきた豊かな知識や技能が、地域社会の中で活かされるような仕組みを構築し、住み慣れた家庭や地域で、高齢者がいきいきと暮らせるよう、高齢者の社会参加を促進することも必要です。

■ 施策の視点

地域ぐるみで、高齢者の安心・安全を守ります

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

① 適正な介護保険サービスの提供

町民が、身近な地域で介護や介護予防のサービスを適正に受けられるよう、各事業所の介護支援専門員・介護福祉士、その他業務従事者等の人材育成や評価機能の充実を促進させ、介護保険サービスの質の向上を図ります。

② 元気で暮らせる介護予防の充実

「活動的な85歳」を目標として、町民の健康寿命の延伸を図るために、生活習慣病等の疾病予防と連携しつつ、寝たきりや認知症等の要介護状態にならないよう、介護予防を推進します。

また、町民一人ひとりに「自分の健康は自分で守ること」を意識させ、そのために必要な活動を積極的かつ継続的に実践するよう啓発します。

③ 安心して暮らせるまちづくりの推進

高齢者を取り巻く様々な問題に対応するため、地域包括支援センターにおいて社会福祉士を中心とした総合相談支援体制を整備します。

認知症ケアについては、地域包括支援センター職員が、キャラバンメイトとなって、認知症サポートの養成講座を開設するなど、積極的な取り組みを展開します。

虐待や行方不明等の緊急時において、適切かつ効率的に対処するため、関係機関や地域との連携を更に強化し、対象者情報の共有等に努めます。

④ 生涯現役で暮らせるまちづくりの推進

高齢者が、自ら有する知識や技能等を活かして、就労や生涯学習、ボランティア活動等、多様な活動に参加できるよう、社会参加機会の充実を図ります。

高齢者を地域で支えるため、社会福祉協議会や学校、地域等の様々な場で、ボランティア意識の啓発や人材の育成に努めます。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前 期	後 期
① 適正な介護保険サービスの提供	介護サービス職員の資質向上	▶	▶
② 元気で暮らせる介護予防の充実	介護予防事業の推進	▶	▶
	介護予防の意識啓発	▶	▶
	総合相談支援体制の整備	▶	▶
③ 安心して暮らせるまちづくりの推進	認知症サポート養成講座の開設	▶	▶
	要介護者情報の共有	▶	▶
	④ 生涯現役で暮らせるまちづくりの推進	▶	▶
	高齢者の社会参加の促進	▶	▶
	ボランティア活動の促進	▶	▶

3-4 障がい者福祉の充実

■ 現況と課題

障がい者福祉施策については、支援費制度の導入や障害者自立支援法の施行等、国の制度改革に伴い、その都度、内容の周知を図るとともに独自の利用者負担軽減措置を行い、制度の円滑な実施に努めてきました。

今後も、国の制度改革に適切に対応するとともに、障がい者が社会で自由に活動できる環境を整備し、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進する必要があります。

そのためにも、関係機関や関係団体、地域、企業等との連携が重要であり、地域福祉活動等を通して障がい者の人権尊重や社会参加への町民の意識改革を進めていくことが求められています。

また、障がい者が必要なサービスを受けながら、地域社会の中で安定・安心して暮らしていくためには、地域の人々の幅広い理解と協力が不可欠であるとともに就労に向けては企業の理解と協力が大変重要となっています。

■ 施策の視点

障がいの有無にかかわらず、
誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます

■ 施策の体系

施 策

基本的方向

障がい者福祉の充実

① 施策の適切な推進

② 社会のバリアフリー化の推進

③ 地域生活支援

■ 施策の基本的な方向

① 施策の適切な推進

障害者自立支援制度が見直されようとしている中、新たな法制度による福祉サービスの提供に国・県と連携して取り組みます。

② 社会のバリアフリー化の推進

文化・スポーツ行事等への障がい者の参加や障がい者を含む幅広い交流の場づくりを促進し、互いに助け合い支え合う町民意識の醸成を図るとともに、施設の計画的な整備・改善や情報・コミュニケーション支援の充実等に取り組みます。

③ 地域生活支援

障がい者が住み慣れた地域で引き続き安心して暮らすことができるよう、地域の中で障がい者を支援する地域住民やボランティア団体等の活動を推進します。

また、障がい者が生きがいを持って経済的な自立を果たすために、様々な状況や個々の特性に応じて障がい者が就労できるよう相談事業の充実や雇用拡大の推進に努めます。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前 期	後 期
① 施策の適切な推進	国・県と連携した取り組みの推進	▶	▶
② 社会のバリアフリー化の推進	ソフト面のバリアフリー化	▶	▶
	ハード面のバリアフリー化	▶	▶
③ 地域生活支援	支援活動の推進	▶	▶
	就労相談事業の充実	▶	▶
	雇用拡大の推進	▶	▶



3-5 低所得者福祉の充実

■ 現況と課題

景気の低迷が長期化している中、生活保護を受ける世帯が増加傾向にあり、受給期間の長期化、定着化が進んでいます。

今後も、低所得者の生活の安定に向けて、経済的支援と自立支援に取り組むため、生活相談指導体制を充実させが必要です。

■ 施策の視点

低所得者への適切な経済支援と自立促進に取り組みます

■ 施策の体系

施 策

基本的方向

低 所 得 者 福 祉 の 充 実

..... ① 支援と自立の促進

■ 施策の基本的な方向

① 支援と自立の促進

民生委員・児童委員等や関係機関との連携を図り、相談者の生活困窮原因の的確な把握を行い、実情に即した相談、指導体制の充実を図ります。

また、低所得世帯の生活の安定を図るため生活資金の貸付けなど援護対策の充実に努めます。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前 期	後 期
① 支援と自立の促進	相談、指導体制の充実		➡
	援護対策の充実		➡

3-6 ひとり親家庭等福祉の充実

■ 現況と課題

厳しい経済状況を背景に、低所得や不安定な就労形態等が、ひとり親家庭の経済的環境に大きく影響し、子育てへの負担感の増大や子どもの育ちに大きな影響を与えています。

子どもの健やかな成長を考え、ひとり親家庭等の自立を図る就労支援、経済的支援等の総合的な支援策の推進が求められています。

■ 施策の視点

ひとり親家庭への適切な経済支援と自立促進に取り組みます

■ 施策の体系

施 策

基本的方向

ひとり親家庭等福祉の充実

..... ① 支援と自立の促進

■ 施策の基本的な方向

① 支援と自立の促進

就労支援については、今後も、母子家庭等就業自立支援センター、ハローワーク等の関係機関との連携を強化し、支援の充実に努めます。

母子・寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当制度等について、積極的に情報提供を行いながら、適正な貸付・給付事務の実施により、経済面での支援を促進します。

ひとり親家庭等の抱える様々な悩みや課題に、きめ細やかに対応できるよう、総合的な相談体制を整備するとともに、広報・情報提供の充実に努めます。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前 期	後 期
① 支援と自立の促進	就労支援の充実		➡
	経済的支援の充実		➡
	総合的な相談体制の整備		➡
	広報・情報提供の充実		➡

3-7 健康づくりの推進と地域医療の充実

■ 現況と課題

近年、がんや循環器病等の生活習慣病が増加し、疾病構造は大きく変化してきました。こうした生活習慣病は、個人が継続的に生活習慣を改善し病気を予防していくなど、積極的に健康を増進していくことが必要となります。

本町では、健康管理センターにおいて、各種検(健)診により疾病の早期発見をはじめ、健康相談や健康教室、乳幼児健診、予防接種等の総合的な保健事業を実施しています。

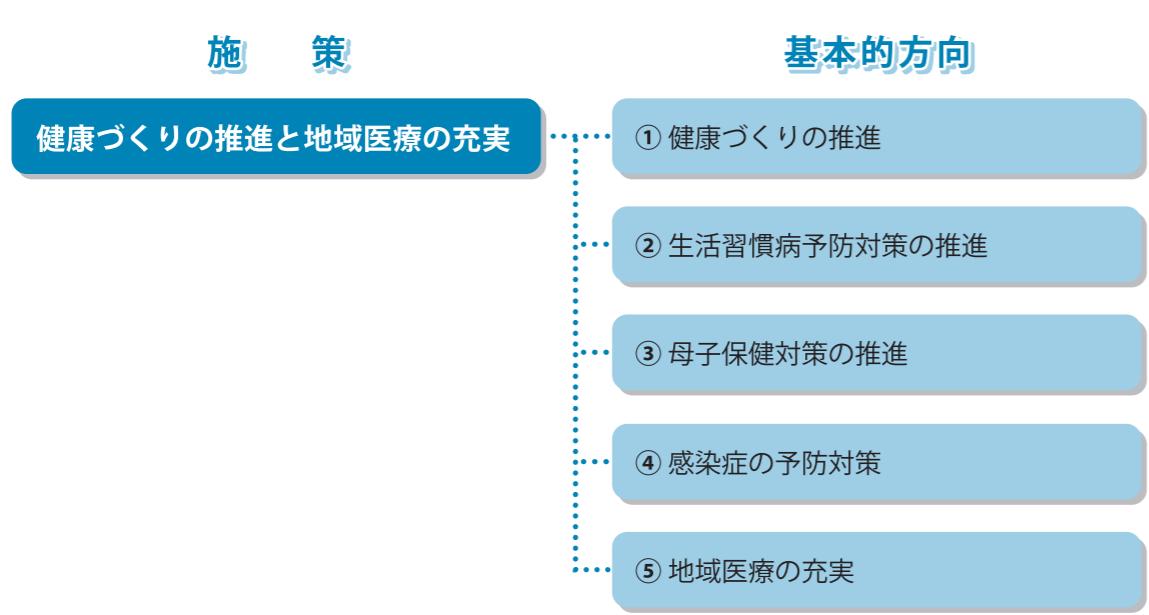
今後も健康管理センターを中心に、関係機関や団体等と連携して保健事業の充実を図り、生活習慣病をはじめとする各種疾病予防に努め、より一層充実した医療体制の確立と住民が健康でいきいきと暮らせるまちづくりに取り組むことが求められます。

日常の生活管理による一次予防、疾病の早期発見・早期治療による二次予防がより重要性を増しており、これに即した保健医療体制の確立が求められます。

■ 施策の視点

自主的な健康づくり活動を推進します

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

① 健康づくりの推進

町民の健康管理意識の啓発を図りながら、町民主体の健康づくりを普及するため、健康づくり推進員育成や地域での活動の支援を行います。

また、健全な生活習慣形成のために町ぐるみの健康づくり活動の拡大・定着化を促進します。

② 生活習慣病予防対策の推進

生活習慣病予防に向けた特定健診及び特定保健指導を推進し、がん検診の充実、健康教育や健康相談の充実を図ります。

③ 母子保健対策の推進

家庭訪問や相談、健康診査の充実等、妊娠・出産から乳幼児期、学童期、思春期までの母子保健対策の充実を図ります。

子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、育児不安を持つ人の増加傾向がみられ、関係課や関係機関と連携しながら、子育て支援の充実を図ります。

④ 感染症の予防対策

生活環境の保全や防疫活動と連携して、感染症予防の充実を図ります。また、健康教育や広報紙、ホームページ等を利用して、感染症予防の啓発活動を推進します。

予防接種の効果的な接種体制について関係機関と連携し実施します。

⑤ 地域医療の充実

安心して生活するためには、身近な医療機関と良質な医療が欠かせません。安心して、診療が受けられる医療体制の充実に努めます。

また、関係機関や団体等と連携し、予防医療の推進にも努めます。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前 期	後 期
① 健康づくりの推進	健康管理意識の啓発 健康づくり活動の拡大・定着化		
② 生活習慣病予防対策の推進	各種検(健)診、及び特定保健指導の推進 健康教育・健康相談の充実		
③ 母子保健対策の推進	家庭訪問や相談、健康診査の充実 子育て支援の充実		
④ 感染症の予防対策	防疫活動等との一体的な感染症予防 感染症予防の啓発活動推進 予防接種の効果的な体制づくり		
⑤ 地域医療の充実	安心して診療が受けられる体制の整備・充実 予防医療の推進		

3-8 社会保障制度の適切な運営

■ 現況と課題

近年、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、国民年金制度に対する国民の不安、不信が高まっており、社会保障制度の信頼回復に向けた対策が必要となっています。

国民健康保険は、町民一人ひとりの健康づくりへの意識高揚と健康づくり活動を促進し、医療費の抑制に努める必要があります。

国民年金については、若年層を中心とする国民年金未加入者の加入促進や、無年金者の解消を図る必要があります。

景気の低迷や雇用情勢の悪化等により、生活保護の申請者が急増しており、自立に向けた支援や雇用機会の確保、指導相談の充実等が一層必要となっています。

■ 施策の視点

各制度の円滑な実施と適正な運用に努めます

■ 施策の体系

施 策

基本的方向

社会保障制度の適切な運営

① 国民健康保険の健全化

② 国民年金制度の適正な運営

■ 施策の基本的な方向

① 国民健康保険の健全化

国民健康保険資格及び給付の適正化、レセプト点検業務の充実及び国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上に取り組みます。

② 国民年金制度の適正な運営

無年金者を防ぎ、町民の福祉の向上と老後の生活の安定を図るために、国民年金事業において次のような施策を推進します。

未加入者への勧奨

保険料の納付督促・口座振替の促進

納付困難者への免除申請等の周知・促進

広報活動・相談業務の充実

年金制度への理解の促進

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前 期	後 期
① 国民健康保険の健全化	国民健康保険資格・給付の適正化	↗	↗
	レセプト点検業務の充実	↗	↗
	国民健康保険税の適正賦課・収納率向上	↗	↗
② 国民年金制度の適正な運営	未加入者への勧奨	↗	↗
	保険料の納付督促・口座振替の促進	↗	↗
	納付困難者への免除申請等の周知・促進	↗	↗
	広報活動・相談業務の充実	↗	↗
	年金制度への理解の促進	↗	↗

